

生活資金融資利子補給事業

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少した市民の生活資金の支援として、指定金融機関から生活資金の融資を受けた場合において、その融資の利子の補給を行います。

1 目的

生活資金の支援として融資の利子補給をすることで、市民の生活を守る。

2 対象者（①～③全てに該当する市民）

- ① 伊達市内に住所を有し、市税を完納している市民
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少した市民
- ③ 伊達市の指定金融機関※から融資を受けた市民

※福島信用金庫、株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、
株式会社大東銀行、東北労働金庫、ふくしま未来農業協同組合

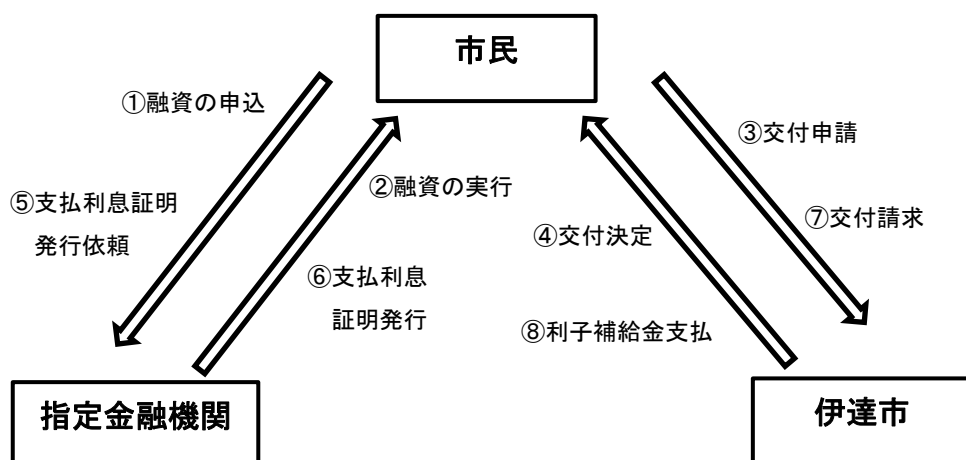
3 対象融資

- ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少した市民の生活資金のために借入した融資

※対象外：事業資金、カードローン

4 利子補給の内容

- ① 利子補給率 1.5%以内（延滞利子を除く）
- ② 利子補給対象融資限度額 1世帯100万円
- ③ 利子補給対象期間 融資を受けた日から5年以内



担当 | 健康福祉部社会福祉課
電話 024-575-1264